

別紙第4号の15書式

領 収 済 通 知 書			国 庫 金	国民年金
<p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">(この通知書は、機械処理されますので、汚したり、折りまげたりしないでください。)</p>	<p>年度 <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>年金特別会計 <input type="text"/></p> <p>厚生労働省所管 <input type="text"/></p> <p>取扱庁番号 <input type="text"/></p> <p>取扱庁名 <input type="text"/></p>	<p>制度 届 書 事務所 コード コード</p> <p><input type="text"/> <input type="text"/> ① ② ③ ④ <input type="text"/> 円 ⑤ ⑥</p>		
<p>納付目的 国民年金保険料 ()</p> <p>納付期間 年 月分</p> <p>納付書発行年月日 年 月 日</p> <p>納期 年 月 日</p> <p>住所 <input type="text"/></p> <p>氏名 <input type="text"/></p> <p>殿</p> <p>あて先 (歳入徴収官、歳入徴収官代理官職氏を 並びに所属庁名及び所在地)</p> <p>納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構の年金事務所</p> <p>注意 延滞金は、督促を受けた場合に限り督促状に記載されている ところによって納付してください。</p>	<p>業 務 勘 定 金 合 計 額 収 納 区 分 収 納 年 月 日</p> <p>年度 厚生労働省所管</p> <p>年金特別会計 ()</p> <p>上記の合計額を領収しました。 (領収日付等)</p> <p>翌年度5月1日以降現年度歳入組入</p>	<p>この通知は納付書ですが、機械処理の關係で領収済通知書は切り離さずに納付場所に提出してください。</p>		
領 収 控			国 庫	国民年金
<p>納付目的 国民年金保険料 ()</p> <p>納付期間 年 月分～ 年 月分</p> <p>納付書発行年月日 年 月 日</p> <p>基礎年金番号</p> <p>国民年金勘定 業務勘定</p> <p>保険料 <input type="text"/> 円</p> <p>延滞金 <input type="text"/> 円</p> <p>合計額 <input type="text"/> 円</p> <p>住所 <input type="text"/></p> <p>氏名 <input type="text"/></p> <p>殿</p> <p>年度 厚生労働省所管</p> <p>年金特別会計 ()</p> <p>上記の合計額を領収しました。 (領収日付等)</p> <p>翌年度5月1日以降現年度歳入組入</p>	<p>(切り取らないでください。)</p>			
納 付 書 ・ 領 収 証 書			国 庫	国民年金
<p>納付目的 国民年金保険料 ()</p> <p>納付期間 年 月分～ 年 月分</p> <p>納付書発行年月日 年 月 日</p> <p>基礎年金番号</p> <p>国民年金勘定 業務勘定</p> <p>保険料 <input type="text"/> 円</p> <p>延滞金 <input type="text"/> 円</p> <p>合計額 <input type="text"/> 円</p> <p>住所 <input type="text"/></p> <p>氏名 <input type="text"/></p> <p>殿</p> <p>上記のとおり納付してください。</p> <p>納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、 歳入代理店又は日本年金機構の 年金事務所</p> <p>取扱庁名 () (納付者渡し)</p> <p>翌年度5月1日以降現年度歳入組入</p>	<p>(切り取らないでください。)</p>			

備考

- 1 用紙の寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横36cmとする。
- 2 別紙第4号書式の備考4は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号書式の備考4中「取扱庁名欄の番号」とあるのは、「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。
- 3 領収済通知書の中央上部欄の①欄から⑥欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理をするために必要な項目として、「基礎年金番号(①欄)」、「生年月日(②欄)」、「保険料種別(③欄)」、「納付期間(④欄)」、「保険料額の読取りの際の確認に関する事項(⑤欄及び⑥欄)」をアラビア数字で記入すること。
- 4 納入者に本書式にかかる納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。
- 5 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。